

京都市商店街等環境整備事業補助金交付要綱

(平成14年6月26日決定)
(平成15年5月27日改正)
(平成16年5月11日改正)
(平成18年11月16日改正)
(平成19年10月15日改正)
(平成22年3月19日改正)
(平成22年5月20日改正)
(平成24年4月10日改正)
(平成25年4月19日改正)
(平成25年6月24日改正)
(平成26年5月30日改正)
(平成28年4月1日改正)
(平成29年5月1日改正)
(平成30年4月1日改正)
(平成30年6月1日改正)
(令和2年4月1日改正)
(令和3年4月1日改正)
(令和4年6月24日改正)
(令和7年4月1日改正)
(令和8年1月19日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市商業の発展を図るため、本市の区域内の商店会、小売市場、これらの連合体及び地域商業ビジョン推進団体が行う環境整備事業（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業、街路灯撤去事業、エネルギー環境整備事業）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店会 商店街振興組合その他本市の区域内の商店街において小売業、サービス業その他の事業を営む者の組織する団体のうち、商店街の振興を目的として本市の区域内で活動するものをいう。
- (2) 小売市場 小売商業調整特別措置法第3条第1項に規定する小売市場に店舗を設ける者で構成する団体等で次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業等協同組合法に基づき設立された団体

- イ 出店者で組織する商人会等の団体
- (3) 地域商業ビジョン推進団体 本市が参画する地域商業ビジョン策定委員会を組織して策定した地域商業ビジョンを推進する団体をいう。
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。以下同じ）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (5) 空き店舗 過去に事業の用に供された施設をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号及び別表第1に掲げるとおりとする。

- (1) 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められること。
- (2) 団体としての銀行口座を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助対象者としなない。
 - (1) みなし大企業が構成員の半数以上を占める団体
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を構成員に含む団体
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）を構成員に含む団体
 - (4) 営業に関して必要な許認可等未取得していない団体
 - (5) 政治団体
 - (6) 宗教上の組織若しくは団体
 - (7) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある団体
- 3 第1項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分をいう。以下同じ。）は、補助対象経費としなない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、別表第1に掲げる額とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 別表第1に掲げる補助事業の「施設設置・改修事業」、「空き店舗対策事業」及び「エネルギー環境整備事業」に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業を実施する年度の前の年度に実施する事前調査において、指定する期日までに、京都市商店街等環境整備事業事前計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業、エネルギー環境整備事業用）（第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。ただし、市長が整備の緊急性又は合理性を認める場合については、事前計画書の提出を省略できるものとする。

2 別表第1に掲げる補助事業の「街路灯撤去事業」に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業を実施する年度の指定する期日までに、京都市商店街等環境整備事業事前計画書（街路灯撤去事業用）（第2号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。ただし、市長が整備の緊急性又は合理性を認める場合については、事前計画書の提出を省略できるものとする。

（交付の申請）

第6条 別表第1に掲げる補助事業の「施設設置・改修事業」及び「空き店舗対策事業」における条例第9条の規定による申請は、別に公表する期間までに、京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第3号様式）を別表第2に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が整備の緊急性又は合理性及び毎年度予算の範囲内で認める場合については、別に公表する期間を超えて申請できるものとする。

2 別表第1に掲げる補助事業の「街路灯撤去事業」における条例第9条の規定による申請は、別に公表する期間までに、京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（街路灯撤去事業用）（第4号様式）を別表第2に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が整備の緊急性又は合理性及び毎年度予算の範囲内で認める場合については、別に公表する期間を超えて申請できるものとする。

3 別表第1に掲げる補助事業の「エネルギー環境整備事業」における条例第9条の規定による申請は、別に公表する期間までに、京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（エネルギー環境整備事業用）（第3号様式の2）を別表第2に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が整備の緊急性又は合理性及び予算の範囲内で認める場合については、別に公表する期間を超えて申請できるものとする。

4 補助金の申請は、別表第1に掲げる補助事業の「エネルギー環境整備事業」及びそれ以外の補助事業それぞれにつき1回に限る。

5 当該補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合において、事業着手までに京都市商店街等環境整備事業補助金交付決定前着手届（第8号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

（標準処理期間）

第7条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから、90日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数又はその他の特別な事由により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、審査及び必要な調査を行い、補助金の交付の可否、交付予定額を決定し、交付の条件を付して、京都市商店街等環境整備事業補助金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知する。なお、申請状況等に応じて、毎年度予算の範囲内で按分した補助金額を交付予定額とする場合がある。
- 2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、京都市商店街等環境整備事業補助金不交付決定通知書（第9号様式の2）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 別表第1に掲げる補助事業の「街路灯撤去事業」に係る補助金の交付又は不交付の決定は、街路灯の老朽化の程度（健全度）や申請団体の財政状況等を審査したうえで、行うものとする。

(補助金の概算払)

- 第8条の2 補助金は原則精算払とするが、別表第1に掲げる補助事業の「エネルギー環境整備事業」に限り、京都市商店街等環境整備事業補助金概算払請求書（第10号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、条例第21条第2項に規定する補助金の概算払を受けることができるものとする。
- 2 概算払の額は、前条第2項により通知した交付予定額の2分の1の額を上限とし、概算払請求額に基づき、商店会の財政状況等に鑑み、協議のうえ決定することとする。
 - 3 概算払を受けられる回数は1回とする。

(変更等の承認の申請)

- 第9条 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市商店街等環境整備事業補助金変更承認申請書（第11号様式）及び変更後事業予算書（第12号様式）によって行うものとする。
- 2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。
 - (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
 - (2) 総事業費の変更が5分の1以内の増減で、かつ補助金額の変更が5分の1以内の減であるもの
 - 3 条例第11条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市商店街等環境整備事業中止・廃止承認申請書（第13号様式）により行うものとする。

(事業完了の届出)

- 第10条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市商店街等環境整備事業実績報告書（第14号様式（ただし、エネルギー環境整備事業については第14号様式の2））に別表第2に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- 2 当該補助金の交付を受けようとする者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(決定の取消し等)

第11条 市長は条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽が含まれていることが判明したとき
- (2) 交付決定通知日の属する年度の翌年の3月31日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき
- (3) 第9条各項の規定による申請を怠ったとき

2 第9条第3項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定は、取り消すものとする。

3 補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本市が定める期限までに、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(第1号において「国財産処分通知」という。)における国庫納付条件に定める国庫納付額の算定の例により本市が算定する、補助金の全額又は一部に相当する額を本市に納入しなければならない。

- (1) 補助対象者が補助事業完了後、条例第31条第1項に規定する財産を第12条に規定する期間が経過する前に処分し、又は店舗を移転するとき(ただし、国財産処分通知において財産処分に該当しないとされる場合又は国庫納付条件を付さないことができるとされている財産処分に相当すると認められる処分若しくは店舗の移転を除く。)
- (2) 第3条に規定する交付の対象となった要件を欠くに至ったとき

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返納)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第16号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第13条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により経済産業大臣が別に定める期間に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、京都市商店街等環境整備事業補助金取得財産等処分承認申請書(第17号様式)を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第14条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、決定の日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 京都市商店街コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(平成3年7月6日決定)は、廃止する。
 - (2) 商店街及び小売市場環境整備事業補助金交付要綱(昭和56年6月16日決定)は、廃止する。
 - (3) 京都市お色なおし事業等補助金交付要綱(平成5年6月10日決定)は、廃止する。
 - (4) 京都市商店街シャッターシースルー化事業補助金交付要綱(昭和61年7月18日決定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前にこの要綱による廃止前の前項各号に掲げる要綱の規定により補助金の交付の申請を行ったものについては、前項各号に掲げる要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 改正前の要綱第11条の規定による商店街空き店舗解消促進事業における状況の報告については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

2 第5条第2項に規定する「街路灯撤去事業」の事前協議について、令和4年度に限り、当該年度の別に指定する期日までに、京都市商店街環境整備事業事前計画書（街路灯撤去事業用）（第2号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて提出することとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。ただし、この要綱による改正後の京都市商店街等環境整備事業補助金交付要綱第8条の2の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第3条及び第4条関係）

補助事業		補助対象者	補助対象経費	補助金の額
名称	内容			
施設設置・改修事業	共同施設の設置及び改修事業（原則として新設、増設又は更新するものであって、部分的な補修等は対象としない。）	商店会、小売市場、これらの連合体（ただし、小売市場においては、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合に限る。）及び地域商業ビジョン推進団体	<p>下記に掲げる共同施設（エネルギー環境整備事業を申請する場合にあっては、その申請に係る共同施設と同様のものを除く。）の設置・改修を行うに当たり、必要かつ適当と認められる経費を除く。）</p> <p>アーケード（撤去に係る経費は施設を更新する場合に限る。）</p> <p>カラー舗装</p> <p>街路灯</p> <p>LED電球</p> <p>統一看板</p> <p>放送設備</p> <p>案内板</p> <p>標示灯</p> <p>AED</p> <p>消防用機械器具</p> <p>Wi-Fi設備</p> <p>防犯カメラ</p> <p>（犯罪の予防等を目的として特定の場所に継続的に設置するカメラ装置（個々の店舗の内部等を撮影するものを除く。）をいう。ただし、補助対象者が作成するプライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等に基づき設置するものに限る。以下同じ。）</p> <p>顧客休憩施設</p> <p>（店舗改修工事費、設備費（ただし、商品陳列ケースや冷蔵庫など移動可能な備品類は除く。））</p> <p>福祉施設</p> <p>（京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例別表第2左欄に掲げられる施設（階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場等を想定する。）を同表右欄に掲げられる基準に適合させる事業等に要する改修工事費、設備費）</p> <p>その他事業を実施するうえで必要かつ適当と認められる経費</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内で、200万円を限度とする。</p> <p>（国庫補助を受けて実施する場合は補助対象経費の9分の1以内とする。）</p>

空き店舗対策事業	商店街等の空き店舗等を活用して行う、商店街等の活性化に寄与する施設を設置・運営する事業(チャレンジショップ事業、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップを設置・運営する事業等)	商店会、地域商業ビジョン推進団体	店舗改修工事費、設備費(ただし、商品陳列ケースや冷蔵庫など移動可能な備品類は除く。)、店舗賃借料(ただし、1箇月20万円かつ6箇月を上限とする。)、その他事業を実施するうえで必要かつ適当と認められる費用(エネルギー環境整備事業を申請する場合にあっては、その申請に係る費用と同様のものを除く。)	補助対象経費の3分の1以内で、500万円を限度とする(国庫補助を受けて実施する場合は、補助対象経費の9分の1以内とする。)
街路灯撤去事業	共同施設である街路灯の撤去事業	商店会	<p>街路灯撤去費(以下の要件を全て満たす街路灯を対象とする。ただし、安全上の理由等から市長が認めた場合はこの限りではない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置や改修後、毎年4月1日時点で(耐用年数である)10年を超過していること。 ・撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、道路管理者である建設局(土木事務所)との合意がされていること。 ・撤去について商店街組織として合意されていること。 	補助対象経費の3分の1以内で、200万円を限度とする。(国庫補助を受けて実施する場合は補助対象経費の9分の1以内とする。)
エネルギー環境整備事業	共同施設のエネルギー消費の効率化に資する事業及び創エネルギーに資する共同施設の設置、改修事業	商店会	<p>1 下記に掲げる共同施設のエネルギー消費の効率化を行うに当たり、必要かつ適当と認められる経費(ただし、商品陳列ケースや冷蔵庫など移動可能な備品類に係るものは除く。)</p> <p>アーケード照明 街路灯 統一看板 放送設備 案内板 標示灯 顧客休憩施設 福祉施設 その他事業を実施するうえで必要かつ適当と認められる経費</p> <p>2 下記に掲げる創エネルギーに資する共同施設の設置及び改修を行うに当たり、必要かつ適当と認められる経費</p> <p>太陽光発電設備 蓄電池 その他事業を実施するうえで必要かつ適当と認められる経費</p>	補助対象経費(他の補助金を受けて実施する場合は補助対象経費からその補助金の額を除いた経費)の5分の4以内で、1については600万円を、2については1300万円を限度とする。

補助事業名	事前調査	申請	実績報告
施設設置・改修事業	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業事前計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業、エネルギー環境整備事業用）（第1号様式） ※第1号様式の2「事業予定表」含む	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第3号様式） 事業予算書（第5号様式） 借入金の返済方法（借入金がある場合のみ） 事業計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第6号様式） 	設計図及び設置場所を表したもの （防犯カメラ設置事業のみ以下の書類） プライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等
空き店舗対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業予算書（第5号様式） 補助事業に要する費用の見積書（写し） 計画図面又はイメージパース（設置の位置が分かるもの） その他市長が特に必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に要する費用の見積書（写し） 事業計画を承認する総会又は理事会の議事録 定款又は会則 当該年度の事業計画書及び予算書 前年度の事業報告書及び決算書 その他市長が特に必要と認める書類 	施設の平面図、施設の位置図（住宅地図により指示したもの等）、施設の現況写真
街路灯撤去事業	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業事前計画書（街路灯撤去用）（第2号様式） ※第2号様式の2「事業予定表」含む	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（街路灯撤去）（第4号様式） 事業予算書（第5号様式） 借入金の返済方法（借入金がある場合のみ） 事業計画書（街路灯撤去事業用）（第7号様式） 補助事業に要する費用の見積書（写し） 当該年度の事業計画書及び予算書 撤去計画を承認する総会又は理事会等の議事録 その他市長が特に必要と認める書類 <以下書類は事前調査時に提出したのから変更があった場合に限る>	計画図面又はイメージパース（撤去予定街路灯の位置が分かるもの）
エネルギー環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業事前計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業、エネルギー環境整備事業用）（第1号様式） 事業予算書（第5号様式） 補助事業に要する費用の見積書（写し） 計画図面又はイメージパース（設置の位置が分かるもの） その他市長が特に必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（エネルギー環境整備事業用）（第3号様式の2） 借入金の返済方法（借入金がある場合のみ） 補助事業に要する費用の見積書（写し） 事業計画を承認する総会又は理事会の議事録 定款又は会則 当該年度の事業計画書及び予算書 前年度の事業報告書及び決算書 設計図及び設置場所を表したもの 制度説明会の受講証明書 その他市長が特に必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業実績報告書（第14号様式の2） 請求書又はそれに替わるもの（写し） 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等（写し） 事業の完了を証明する写真（設置・改修の対象が複数ある場合はそれらすべての写真を提出すること。） その他市長が特に必要と認める書類

概算払請求	<ul style="list-style-type: none"> 京都市商店街等環境整備事業（エネルギー環境整備事業）補助金 概算払請求書（第10号様式） 振込口座の通帳の写し（交付申請時に提出したものから変更があった場合に限る。） その他市長が特に必要と認める書類
交付決定前着手届	京都市商店街等環境整備事業補助金交付決定前着手届（第8号様式）
変更承認申請	<p>京都市商店街等環境整備事業変更承認申請書（第11号様式）、変更後事業予算書（第12号様式）、変更後の補助事業に要する費用の見積書（写し）、変更前の補助事業に要する費用の見積書（写し）、交付決定時の事業予算書（第5号様式）（※1）、交付決定時の京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（エネルギー環境整備事業用）（第3号様式の2）（※2）</p> <p>※1 施設設置・改修事業、空き店舗対策事業、街路灯撤去事業のみ提出</p> <p>※2 エネルギー環境整備事業のみ提出</p>
中止・廃止承認申請	京都市商店街等環境整備事業中止・廃止承認申請書（第13号様式）
取得財産等処分承認申請	京都市商店街等環境整備事業補助金取得財産等処分承認申請書（第17号様式）